

広域振興局総務部等並びに農林水産部及び県土整備部関係の地方公所における建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の指名等手続き及び競争入札等事務処理要領

(趣旨)

第1 この要領は、別に定めがあるもののほか、広域振興局の総務部及び総合支局地域支援部並びに地方振興局企画総務部並びに農林水産部及び県土整備部関係の地方公所（以下「関係地方公所」という。）における建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札の指名又は資格確認手続及び競争入札執行等の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設関連業務 建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（昭和58年岩手県告示第1328号）第2条に規定する建設関連業務をいう。
- (2) 地方公所 予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公所をいう。
- (3) 広域振興局 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号。以下「規則」という。）第20条第1項の表に掲げる県南広域振興局をいう。
- (4) 地方振興局 規則第20条第1項の表に掲げる各地方振興局をいう。
- (5) 局入札担当の長 建設関連業務に係る指名競争入札を行う広域振興局の総務部長及び総合支局地域支援部長並びに地方振興局企画総務部長をいう。
- (6) 部等業務担当の長 建設関連業務を発注する農林水産部並びに県土整備部関係の広域振興局の部長及び農村整備室長並びに地方振興局の部長、農村整備室長、林務事務所長及び土木事務所長をいう。
- (7) 公所業務担当の長 建設関連業務を発注する農林水産部及び県土整備部関係の広域振興局及び地方振興局を除く地方公所の長をいう。
- (8) 入札事務統括責任者 当該関係地方公所の指名競争入札に関する事務処理全般について統括する責任者として、部等入札担当の長又は公所業務担当の長が指名する者をいう。

(委託事業施行伺いの合議等)

第3 部等業務担当の長及び公所業務担当の長（以下「業務担当の長」という。）は、指名競争入札又は設計額が100万円を超える業務で随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号及び第9号による場合を除く。以下同じ。）の方法により受託予定人を決定しようとする委託事業の施行伺い（特定調達に該当する業務に係るものを除く。以下同じ。）については、設計額の区分に応じ、次表に掲げる者に対し同表の期限までに合議しなければならない。

なお、部等業務担当の長は、設計額が100万円以下の随意契約に係る委託事業の施行伺いを行う場合についても、同表の期限に関わらず必要の都度合議しなければならない。

| 区 分 | 設計額 | 合議の相手方 | 合議期限 |
|--------|-------------|------------------------------------|--------------------|
| 業務担当の長 | 1億5,000万円以上 | 広域振興局副局長、広域振興局総合支局長又は地方振興局長 | 地方競争入札審議会の開催日の14日前 |
| | 1億5,000万円未満 | 広域振興局総務部長、広域振興局地域支援部長又は地方振興局企画総務部長 | 地方競争入札審議会の開催日の8日前 |

2 前項の委託事業施行伺いには、指名競争入札に付する理由又は随意契約による理由を記載しなければならない。

3 業務担当の長は、指名競争入札の方法により受託予定人を決定しようとする委託業務にあつては、委託事業施行伺いに建設関連業務の指名競争入札参加者選定要件票（様式第1号）により、指名競争入札参加者の選定要件等必要事項を記載し添付しなければならない。

4 土木関係建設コンサルタント及び建築関係建設コンサルタントの委託業務について、指名競争入札参加者を選定しようとする場合にあつては、部等業務担当の長は、入札参加者の選定案を作成し、指名競争入札参加者選定（案）報告書（様式第1号の2）により局入札担当の長に選定理由を付して報告しなければならない。

（指名競争入札参加者の指名の基本方式）

第4 指名競争入札参加者の指名は、別に定める指名基準により行うものとする。

（地方競争入札審議会）

第5 次の各号に掲げる委託業務の区分に応じ、当該各号に定める地方競争入札審議会を置く。

1 局入札担当の長が指名競争入札を行う場合

(1) 設計額1億円未満 当該広域振興局の総務部入札課長若しくは総合支局地域支援部総務入札課長又は地方振興局企画総務部の管理入札課長若しくは支出入札課長（これらの者に事故があるときは、局入札担当の長が指名する者）が主宰し、当該広域振興局若しくは総合支局又は地方振興局の所管区域内に所在する地方公所の職員で、別表の左欄に掲げる組織ごとに同表の右欄に掲げる職にあるもののうちから局入札担当の長が指名する職員4人以上が出席して行う会議

(2) 設計額1億円以上1億5,000万円未満 当該局入札担当の長（局入札担当の長に事故があるときは、広域振興局の副局長若しくは総合支局長又は地方振興局長が指名する者）が主宰し、当該広域振興局若しくは総合支局又は地方振興局の所管区域内に所在する地方公所の職員で、別表の左欄に掲げる組織ごとに同表の右欄に掲げる職にあるもののうちから局入札担当の長が指名する職員4人以上が出席して行う会議

(3) 設計額1億5,000万円以上 当該広域振興局の副局長若しくは総合支局長又は地方振興局長（これらの者に事故があるときは、局入札担当の長）が主宰し、総務部長、地域支援部長又は企画総務部長、農林部長（農政部及び林務部を置く地方振興局にあつては、農政部長及び林務部長）、水産部長（水産部を置く地方振興局に限る。）、土木部長（土木事務所を置く地方振興局にあつては、土木部長又は土木事務所長）及び

当該広域振興局若しくは総合支局又は地方振興局の所管区域内に所在する関係地方公所の長が出席して行う会議

2 公所業務担当の長が指名競争入札を行う場合

- (1) 設計額 1 億円未満 当該関係地方公所の広域振興局若しくは総合支局又は地方振興局を除く地方公所の入札事務統括責任者(入札事務統括責任者に事故があるときは、公所業務担当の長が指名する者)が主宰し、当該関係地方公所の職員で、公所業務担当の長が指名する職員 4 人以上が出席して行う会議
- (2) 設計額 1 億円以上 1 億 5,000 万円未満 当該公所業務担当の長(公所業務担当の長に事故があるときは、入札事務統括責任者)が主宰し、当該関係地方公所の職員で、公所業務担当の長が指名する職員 4 人以上が出席して行う会議
- (3) 設計額 1 億 5,000 万円以上 当該広域振興局の副局長若しくは総合支局長又は地方振興局長(これらの者に事故があるときは、公所業務担当の長)が主宰し、企画総務部長、農林部長(農政部及び林務部を置く地方振興局にあっては、農政部長及び林務部長)、水産部長(水産部を置く地方振興局に限る。)、土木部長(土木事務所を置く地方振興局にあっては、土木部長又は土木事務所長)及び当該広域振興局若しくは総合支局又は地方振興局の所管区域内に所在する関係地方公所の長が出席して行う会議

(地方競争入札審議会の運営)

第 6 地方競争入札審議会(以下「審議会」という。)の運営は、次によるものとする。

- (1) 審議会は、次のことについて審議するものとする。
指名競争入札の参加者を指名しようとするとき。
- (2) 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、主宰者の決するところによる。
- (3) 主宰者又は委員が、やむを得ない理由のため審議会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- (4) 審議会は、主宰者が必要の都度開催するものとする。
なお、審議会の開催日については、可能な限り定例化するよう配慮するものとする。
- (5) 審議会は非公開とする。
- (6) 局入札担当の長及び公所業務担当の長(以下「入札担当の長」という。)は、審議会の開催及び委員の指名通知にあたっては、指名競争入札審議会開催通知書(様式第 2 号)により行うものとする。
なお、委員の指名に当たっては、複数の関係地方公所(関係地方公所が広域振興局若しくは総合支局又は地方振興局である場合は複数の部等)から委員を指名するものとする。
- (7) 主宰者は、審議会において審議の対象とする委託業務名、委託施設の名称又は場所等、委託期間、委託業務の概要及び指名競争入札における指名案の選定理由等を説明する。

なお、土木関係建設コンサルタント及び建築関係建設コンサルタントの委託業務にあっては、発注部局の担当職員は、主宰者の求めに応じ、審議会において指名競争入札における選定案の理由等の補助説明を行うものとする。

(8) 主宰者は、審議会の審議に付する事項に応じ次に掲げる資料及びその他参考となる資料を審議会に提出するものとする。

入札参加者として指名する業者の選定 ————— 地方競争入札審議会資料
 に関する必要な資格の確認 (様式第3号)

(9) 主宰者は、必要があると認められるときは、審議会に委員以外の関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

(10) 主宰者は、審議会における審議結果を、次表に掲げる区分に応じて報告しなければならない。

| 区 分 | 審議会の主宰者 | 報告の相手方 |
|-----------------------------------|----------------------------|------------|
| 広域振興局の総務部及び総合支局支援部並びに地方振興局企画総務部関係 | 広域振興局副局長(代理者が代行した場合に限る。) | 広域振興局副局長 |
| | 広域振興局総合支局長(代理者が代行した場合に限る。) | 広域振興局総合支局長 |
| | 地方振興局長(代理者が代行した場合に限る。) | 地方振興局長 |
| | 局入札担当の長 | 局入札担当の長 |
| | 広域振興局総務部入札課長 | |
| | 広域振興局総合支局地域支援部総務入札課長 | |
| 公所業務担当の長が指名競争入札を行う場合 | 地方振興局企画総務部管理入札課又は支出入札課長 | |
| | 広域振興局副局長(代理者が代行した場合に限る。) | 広域振興局副局長 |
| | 広域振興局総合支局長(代理者が代行した場合に限る。) | 広域振興局総合支局長 |
| | 地方振興局長(代理者が代行した場合に限る。) | 地方振興局長 |
| | 公所業務担当の長(代理者が代行した場合に限る。) | 公所業務担当の長 |
| | 入札事務統括責任者 | |

(11) 主宰者は、審議会の審議結果等を記載した書類を作成し、保管するものとする。

2 局入札担当の長が指名競争入札を行う場合にあっては、部等業務担当の長は、入札参加者の指名の技術的適性等に関し、審議会開催の前に局入札担当の長と協議することができる。

3 審議会の庶務は、広域振興局総務部にあっては入札課、総合支局地域支援部にあっては総務入札課、地方振興局企画総務部にあっては管理入札課又は支出入札課、関係地方公所にあっては入札事務統括責任者が所属する課等において処理する。

4 関係職員は、審議会の審議内容について、秘密を漏らしてはならない。

(指名競争入札参加者の指名通知等)

第7 局入札担当の長は、入札参加者を指名したときは、指名競争入札の執行及び参加者決定通知書(様式第4号)により部等業務担当の長に、指名競争入札通知書(様式第5号。以下「指名通知書」という。)により被指名者にそれぞれ通知するものとする。

2 公所業務担当の長である場合において、局入札担当の長は、入札参加者を指名したときは、指名競争入札参加者決定通知書(様式第6号)により公所業務担当の長に通知す

るものとする。

3 公所業務担当の長は、前項の通知を受けたときは、指名通知書により被指名者に通知するものとする。

4 公所業務担当の長は、入札参加者を指名したときは、指名通知書により被指名者にそれぞれ通知するものとする。

5 指名通知書には、別記指名競争入札心得を添付するものとする。

(委託業務の見積期間)

第8 見積期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

(1) 委託業務1件の設計額が500万円に満たない業務については、1日以上

(2) 委託業務1件の設計額が500万円以上5,000万円に満たない業務については、10日以上

(3) 委託業務1件の設計額が5,000万円以上の業務については、15日以上

(予定価格調書等)

第9 予定価格調書は、様式第6号の2によるものとする。

2 局入札担当の長が指名競争入札を行う場合にあっては、業務担当の長は、予定価格調書及び現場説明を行った場合は現場説明参加者報告書(様式第7号)を指名競争入札を行う日の前日までに局入札担当の長に提出しなければならない。

(入札の執行)

第10 入札の執行は、入札担当の長が指名する職員(以下「入札執行者」という。)が行うものとする。

2 入札執行者は、別に定める建設関連業務指名競争入札執行事務処理基準により入札執行するとともに、その結果を入札調書(様式第8号)に記載しなければならない。

(入札結果等の公表)

第11 入札担当の長は、設計額が100万円以上の指名競争入札及び随意契約の入札結果等について別に定める建設関連業務の入札契約等に関する情報の公表要領により公表するものとする。

(指名停止等)

第12 指名競争入札参加者に対しては、別に定める建設関連業務に係る指名停止等措置基準(以下「指名停止措置基準」という。)により、指名停止等の措置を行うことがある。

(指名停止等事由通報)

第13 入札担当の長は、受託者が指名停止等の事由に該当する疑いがあると認められる場合は、別に定めるところにより遅滞なく県土整備部長に通報しなければならない。

なお、通報の取扱いは、指名停止等事由通報について(平成8年5月15日建振第79号土木部長通知)に準拠して行うものとする。

(契約の成立要件)

第14 契約は事務処理基準に定めるところにより、落札者と決定された者と締結するが、設計業務等委託契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。

(1) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再

生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている場合
（県土整備部長が別に定める指名競争入札参加資格の再認定を受けた場合を除く。）

- (2) 措置基準に準拠し指名停止措置を受けた場合
- (3) 措置基準に準拠し文書警告を受けた場合

別表（第5関係）

| 組 | 織 | 職 |
|-----------|--------------------------|---------------------------|
| 広域振興局 | 総務部入札課 | 課長 |
| | 農林部の関係各室課 | 課長 |
| | 土木部の関係各課 | 課長 |
| 広域振興局総合支局 | 地域支援部総務入札課 | 課長 |
| | 農林部の関係各室課 | 課長 |
| | 土木部の関係各課 | 課長 |
| 地方振興局 | 企画総務部 管理入札課又は支出入札課 | 課長 |
| | 農政（林）部の関係各室課 | 課長 |
| | 林務部の関係各課 | 課長 |
| | 水産部の関係各課 | 課長 |
| | 土木部の関係各課等 | 課長又は課長と同等にある ものと認められる者 |
| | 林務事務所 | 所長 |
| | 土木事務所 | 課長 |
| | 北上川上流流域下水道事務所 | 課長 |
| 花巻空港事務所 | 課長 | |
| その他の地方公所 | 上記に掲げる職と同等にあ ると認められる者 | |

注意 土木部の関係各課等とは、土木部各課、ダム管理事務所及びダム建設事務所をいう。